

(別紙 2)

令和元年度「京都館プロジェクト 2020」企画運営業務 委託者選定のための提案書評価要領

令和元年度「京都館プロジェクト 2020」企画運営業務の提案書を選定するための評価方法及び基準を定める。

1 評価の基本的な考え方

(1) 提案書を選定するための評価項目は、次のとおりとする。

ア 業務の実施能力及び経験（業務実施体制、統括責任者及び担当者の能力・経験）
提案者が業務実施体制を整えられるか、また、業務遂行に必要な能力と経験を十分に有しているかについて、評価する。

イ 業務実施方針

業務内容における企画及び提案力について、次の 5 項目から評価する。

- ・仕様書に定める業務内容を実施するための方策
- ・新京都館につながる事業の継続性を図るための方策
- ・民間事業者との連携を図るための方策
- ・発信力を高めるための方策
- ・将来の京都館の移転を見据えた事業の実施及び検証の方策

ウ 見積金額

見積金額及び見積経費項目の妥当性について、評価する。

(2) (1) イに示す評価項目について、最も重視して評価する。

(3) 見積金額が委託金額の上限額を超過している場合は、選定しないものとする。

(4) 評価基準に則り、評価者が提案書の評価（採点）を行ったものの合計により委託先業者を決定する。評価点の合計が最も高かった提案書を選定することを原則とする。

2 評価方法

(1) 各委員は、見積額以外の各項目について、当該委託事業の内容に照らし、5, 4, 3, 2, 1 の 5 段階評価で評価する。最も良いものを 5、最も悪いものを 1 とする。なお、換算係数は配点が 10 点の項目は 2、15 点の項目は 3 とする。

(2) 各評価項目の配点に換算係数を乗じて評価点を算出し、それらを合計することで提案書の評価点とする。